

随意契約理由書

件 名	浄水統括事務所非常用発電設備点検整備
契約の相手方	メタウォーター株式会社 関西営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本点検整備作業は、神戸市水道局浄水統括事務所に設置されている非常用発電設備について、自家用電気工作物の「保安規程」に基づいた点検整備を行うものであり、商用電源が長時間停電する非常時においても確実に運転するよう、機能保全を図るものである。 当発電設備は、上記業者が設計、製造を行った設備であり、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査において、製造業者のみが持つ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質を確保、保証することが不可能である。 また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品ほかの交換が発生するが、発電設備製造業者ごとに個々の部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。 以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所設備課 電気保全担当 (電話番号 341-8994)